

○文部科学省告示第百十三号（抄）

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年七月二十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

六 オリンピックトライアスロン個人（男子／女子）コース

期間	令和三年七月二十六日から二十七日まで及び二十九日			
対象大会関係施設の所在地	東京都江東区	東京都港区	東京都江東区	東京都港区
対象大会関係施設の区域	台場（次の図面に示す部分に限る。）	台場（次の図面に示す部分に限る。）	台場（次の図面に示す部分に限る。）	台場（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都港区	東京都江東区	東京都港区	東京都江東区
	台場（次の図面に示す部分に限る。）	次（の）図面に示す部分に限る。）	次（の）図面に示す部分に限る。）	次（の）図面に示す部分に限る。）
	台場（次の図面に示す部分に限る。）	次（の）図面に示す部分に限る。）	次（の）図面に示す部分に限る。）	次（の）図面に示す部分に限る。）
	台場（次の図面に示す部分に限る。）	次（の）図面に示す部分に限る。）	次（の）図面に示す部分に限る。）	次（の）図面に示す部分に限る。）
	台場（次の図面に示す部分に限る。）	次（の）図面に示す部分に限る。）	次（の）図面に示す部分に限る。）	次（の）図面に示す部分に限る。）

東京都品川区	東八潮（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域	<p>一 北緯三十五度三十七分三十五秒、東経百三十九度四十六分七秒の点</p> <p>二 北緯三十五度三十七分五十七秒、東経百三十九度四十六分二十一秒の点</p> <p>三 北緯三十五度三十八分四秒、東経百三十九度四十六分二十三秒の点</p> <p>四 北緯三十五度三十八分十四秒、東経百三十九度四十六分四十三秒の点</p> <p>五 北緯三十五度三十七分三十八秒、東経百三十九度四十七分十四秒の点</p> <p>六 北緯三十五度三十七分三十五秒、東経百三十九度四十七分十六秒の点</p> <p>七 北緯三十五度三十七分二十六秒、東経百三十九度四十七分十秒の点</p> <p>八 北緯三十五度三十七分二十秒、東経百三十九度四十六分</p>

分五十五秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

七 オリンピックトライアスロン混合リレーコース

期間	令和三年七月三十一日及び同年八月二日		
対象大会関係施設の所在地	東京都江東区	有明一丁目及び二丁目	
	東京都港区	台場	
対象大会関係施設の区域	東京都江東区	有明一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	東京都港区	台場（次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関	東京都江東区	青海一丁目及び有明一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

備考	係施設周辺地域	
	<p>東京都港区</p> <p>次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と七に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域のうち陸地 以外の区域</p>	<p>台場（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十五度三十七分四十秒、東経百三十九度四十六分十六秒の点</p> <p>二 北緯三十五度三十七分四十三秒、東経百三十九度四十六分十三秒の点</p> <p>三 北緯三十五度三十七分五十七秒、東経百三十九度四十六分二十一秒の点</p> <p>四 北緯三十五度三十八分四秒、東経百三十九度四十六分二十三秒の点</p> <p>五 北緯三十五度三十八分十四秒、東経百三十九度四十六分四十三秒の点</p> <p>六 北緯三十五度三十七分四十五秒、東経百三十九度四十七分八秒の点</p> <p>七 北緯三十五度三十七分四十秒、百三十九度四十七分一秒の点</p>

一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

八 パラリンピックトライアスロン個人（男子／女子）コース

期間	令和三年八月二十八日から三十日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都江東区	有明一丁目及び二丁目並びに豊洲六丁目
対象大会関係施設の区域	東京都港区	台場
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都江東区	有明一丁目及び二丁目並びに豊洲六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都港区	台場（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都港区	青海一丁目、有明一丁目から三丁目まで及び豊洲六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都港区	台場（次の図面に示す部分に限る。）
次に掲げる点を	一	北緯三十五度三十七分四十秒、東経百三十九度四

順次に結んだ線
及び一に掲げる
点と十に掲げる
点とを結んだ線
により囲まれた
区域のうち陸地
以外の区域

- 十六分十六秒の点
- 二 北緯三十五度三十七分四十三秒、東経百三十九度四十六分十三秒の点
- 三 北緯三十五度三十七分五十七秒、東経百三十九度四十六分二十一秒の点
- 四 北緯三十五度三十八分四秒、東経百三十九度四十六分二十三秒の点
- 五 北緯三十五度三十八分十秒、東経百三十九度四十六分三十五秒の点
- 六 北緯三十五度三十八分三十一秒、東経百三十九度四十六分三十三秒の点
- 七 北緯三十五度三十八分二十八秒、東経百三十九度四十七分一秒の点
- 八 北緯三十五度三十八分二十二秒、東経百三十九度四十七分五秒の点
- 九 北緯三十五度三十七分四十五秒、東経百三十九度
-

	<p>四十七分八秒の点</p> <p>十 北緯三十五度三十七分四十秒、東経百三十九度四十七分一秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	